

「仕事と育児・介護等の両立支援 制度等に関する相談窓口」

を設置しました！

令和6年5月31日に育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法が改正され、令和7年4月1日から段階的に施行されます。

改正内容に関するお問い合わせや育児・介護休業制度等に関するご質問・ご相談は、雇用環境・均等室内の相談窓口をご利用ください。

「仕事と育児・介護等の両立支援制度及び一般事業主行動 計画策定等に関する相談窓口」（雇用環境・均等室内）

設置期間：令和6年7月1日～令和8年3月31日

受付時間：8：30～17：15（土日祝日、年末年始を除く）

電話番号：025-288-3511

○ 事業主の方へ

事業規模にかかわらずご相談ください。



○ 労働者の方へ

女性だけでなく、男性の方や、パートタイム
や有期雇用など非正規雇用の方もぜひご相談
ください。



<お問い合わせ先>

新潟労働局雇用環境・均等室

〒950-8625

新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館4階

